

平成二十年国家公安委員会規則第四号

被疑者取調べへ適正化のための監督に関する規則

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、被疑者取調べの適正化のための監督に関する規則を次のように定める。

目次

- 第一章 総則（第一条～第五条）
第二章 被疑者取調べの監督（第六条～第十一条の二）
第三章 雜則（第十二条～第十四条）

- 附則
第一章 総則
(留意事項)

第一条 この規則は、被疑者取調べの監督に関し必要な事項を定めることにより、被疑者取調べの適正化に資することを目的とする。

第二条 被疑者取調べの監督は、厳正かつ公平を旨として行わなければならない。

第三条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 被疑者取調べの監督に当たっては、被疑者又は被告人（以下単に「被疑者」という。）その他

の関係者の人権に配慮しなければならない。

2 被疑者取調べの監督に当たっては、必要な限度を超えて取調べ警察官その他の関係者の業務に

支障を及ぼし、又は犯罪捜査の不当な妨げとならないよう注意しなければならない。

3 被疑者取調べの監督に当たっては、必要な限度を超えて取調べ警察官その他の関係者の業務に

支障を及ぼし、又は犯罪捜査の不当な妨げとならないよう注意しなければならない。

4 被疑者取調べの監督に当たっては、必要な限度を超えて取調べ警察官その他の関係者の業務に

支障を及ぼし、又は犯罪捜査の不当な妨げとならないよう注意しなければならない。

5 被疑者取調べの監督に当たっては、必要な限度を超えて取調べ警察官その他の関係者の業務に

支障を及ぼし、又は犯罪捜査の不当な妨げとならないよう注意しなければならない。

6 被疑者取調べの監督に当たっては、必要な限度を超えて取調べ警察官その他の関係者の業務に

支障を及ぼし、又は犯罪捜査の不当な妨げとならないよう注意しなければならない。

7 被疑者取調べの監督に当たっては、必要な限度を超えて取調べ警察官その他の関係者の業務に

支障を及ぼし、又は犯罪捜査の不当な妨げとならないよう注意しなければならない。

8 被疑者取調べの監督に当たっては、必要な限度を超えて取調べ警察官その他の関係者の業務に

支障を及ぼし、又は犯罪捜査の不当な妨げとならないよう注意しなければならない。

9 被疑者取調べの監督に当たっては、必要な限度を超えて取調べ警察官その他の関係者の業務に

支障を及ぼし、又は犯罪捜査の不当な妨げとならないよう注意しなければならない。

10 被疑者取調べの監督に当たっては、必要な限度を超えて取調べ警察官その他の関係者の業務に

支障を及ぼし、又は犯罪捜査の不当な妨げとならないよう注意しなければならない。

11 被疑者取調べの監督に当たっては、必要な限度を超えて取調べ警察官その他の関係者の業務に

支障を及ぼし、又は犯罪捜査の不当な妨げとならないよう注意しなければならない。

12 被疑者取調べの監督に当たっては、必要な限度を超えて取調べ警察官その他の関係者の業務に

支障を及ぼし、又は犯罪捜査の不当な妨げとならないよう注意しなければならない。

13 被疑者取調べの監督に当たっては、必要な限度を超えて取調べ警察官その他の関係者の業務に

支障を及ぼし、又は犯罪捜査の不当な妨げとならないよう注意しなければならない。

14 被疑者取調べの監督に当たっては、必要な限度を超えて取調べ警察官その他の関係者の業務に

支障を及ぼし、又は犯罪捜査の不当な妨げとならないよう注意しなければならない。

15 被疑者取調べの監督に当たっては、必要な限度を超えて取調べ警察官その他の関係者の業務に

支障を及ぼし、又は犯罪捜査の不当な妨げとならないよう注意しなければならない。

16 被疑者取調べの監督に当たっては、必要な限度を超えて取調べ警察官その他の関係者の業務に

支障を及ぼし、又は犯罪捜査の不当な妨げとならないよう注意しなければならない。

3 取調べ監督官の職務を行う者及びその職務を補助する者は、その担当する被疑者取調べに係る被疑者に係る犯罪の捜査に従事してはならない。

（連絡）

第五条 取調べ監督官と捜査主任官（犯罪捜査規範（昭和三十二年国家公安委員会規則第二号）第二十条に規定する捜査主任官をいう。以下同じ。）は、被疑者取調べの監督に關し、相互に緊密な連絡を保たなければならない。

第二章 被疑者取調べの監督

（確認等）

第六条 取調べ監督官は、事件指揮簿（犯罪捜査規範第十九条第二項に規定する事件指揮簿をいう。）及び取調べ状況報告書（犯罪捜査規範第百八十二条の二第一項に規定する取調べ状況報告書をいう。以下同じ。）の閲覧その他の方法により被疑者取調べの状況の確認を行ふものとする。

2 取調べ監督官は、前項の確認を行った場合において、必要があるときは、当該被疑者取調べに係る捜査主任官に対し、当該確認の結果を通知するとともに、当該確認の結果を明らかにしておかなければならぬ。

3 取調べ監督官は、第一項の確認を行った際現に監督対象行為があると認める場合には、当該被疑者取調べに係る捜査主任官に對し、被疑者取調べの中止その他の措置を求めることができる。

4 前項の場合において、捜査主任官が現場にいないとときは又は捜査主任官から要請があつたときは、取調べ監督官は、自ら被疑者取調べへの中止その他の措置を講ずることができる。この場合において、当該措置を講じたときは、速やかに、当該被疑者取調べを担当する取調べ監督官に通知しなければならない。

5 前項の場合において、捜査主任官が現場にいないとときは又は捜査主任官から要請があつたときは、取調べ監督官は、被疑者取調べについて苦情の申出を受けたときは、速やかに、当該被疑者取調べを担当する取調べ監督官にその旨及びその内容を通知しなければならない。

6 前項の場合において、当該措置を講じたときは、速やかに、当該被疑者取調べを担当する取調べ監督官に通知しなければならない。

7 警察職員は、被疑者取調べについて苦情の申出を受けたときは、速やかに、当該被疑者取調べを担当する取調べ監督官にその旨及びその内容を通知しなければならない。

8 前項の場合において、当該措置を講じたときは、速やかに、当該被疑者取調べを担当する取調べ監督官に通知しなければならない。

9 警察本部長は、必要があると認めるときは、取調べ監督業務担当課の警察官のうちから巡察官を指名し、取調べ室を巡察させるものとする。この場合において、巡察官は、第六条第一項に規定する被疑者取調べの状況の確認を行うものとする。

10 前項に規定するもののほか、第六条第二項から第四項までの規定は、巡察官が行う巡察について準用する。

（被疑者取調べの状況等の報告）

第九条 警察本部の犯罪捜査を担当する課（課に準ずるものと含む。）の長又は警察署長（以下「警察署長等」という。）は、その指揮に係る被疑者取調べに關し、取調べ状況報告書の写しの送付その他の方法により、当該被疑者取調べの状況について、取調べ監督業務担当課の長を経由して、警察本部長に報告しなければならない。

2 取調べ監督業務担当課の長又は警察署長は、その指揮に係る被疑者取調べの監督に關し、第六条第三項又は同条第四項（前条第二項の規定により準用する場合を含む。）の措置が講じられたときは、当該措置の内容について、警察本部長に（警察署長にあつては、取調べ監督業務担当課の長を経由して警察本部長に）報告しなければならない。

（調査）

第十条 警察本部長は、被疑者取調べについての苦情、前条の報告その他の事情から合理的に判断して被疑者取調べにおいて監督対象行為が行われたと疑うに足りる相当な理由のあるときは、取調べ監督業務担当課の警察官のうちから調査を担当する者（以下「取調べ調査官」という。）を指名して、当該被疑者取調べにおける監督対象行為の有無の調査を行わせなければならない。

2 取調べ調査官は、調査を実施するため必要があると認めるときは、当該調査に係る被疑者取調べを指揮する警察署長等に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又は指定する日時及び場所に命ぜられた事項

当該被疑者取調べに係る捜査主任官、取調べ警察官その他の警察職員を出頭させ、説明をさせるよう求めることができる。

取調べ調査官は、調査が終了した後、速やかに、調査結果報告書（別記様式）を作成し、当該調査結果報告書の内容を警察本部長に報告するとともに、必要があると認めるときは、関係部署に通知しなければならない。

(監督実施状況の報告)
第十一條 駕籠總監及び道府県警察本部長は都道府県公安委員会に対し、方面本部長は方面公安委員会に対し、毎年度少なくとも一回、被疑者取調べの監督の実施状況を報告しなければならない。

(関東管区警察局への適用)

とあるのは「護衛署長」と、「犯罪捜査規範（昭和三十一年国家公安委員会規則第二号）第二十一条に規定する捜査主任官」とあるのは「皇宮警察本部長が定めるところにより犯罪捜査規範（昭和三十二年国家公安委員会規則第二号）第二十条に規定する捜査主任官に相当する職務を行う者」と、「犯罪捜査規範第十九条第二項に規定する事件指揮簿」とあるのは「皇宮警察本部長が定めるところにより犯罪捜査規範第十九条第二項に規定する事件指揮簿に相当する書類」と、「犯罪捜査規範第百八十二条の二第一項に規定する取調べ状況報告書」とあるのは「皇宮警察本部長が定めるところにより犯罪捜査規範第百八十二条の二第一項に規定する取調べ状況報告書に相当する書類」と、「警察署長等」とあるのは「護衛署長等」と、「警視総監及び道府県警察本部長」とあるのは「警察庁長官」と、「都道府県公安委員会」とあるのは「国家公安委員会」と読み替えるものとする。

察部警務課の警察官のうちから関東管区警察局長が指名する者とする。
前項の取調べ室において行われる被疑者取調べに関する第四条第一項、第八条第一項及び第九

条第二項の規定の適用については、第四条第三項中「警察本部長」とあるのは「関東管区警察局長」である。

「取調べ監督業務担当課」とあるのは、「関東管区警察局総務監察部警務課」とする。

関東管区警察局の警察官（警察法（昭和二十九年法律第六百六十二号）第六十一条の三第一項の

規定による指示により派遣された者を含む。)が行う被疑者取調べに関する第九条第一項及び第十一条の規定の適用については、第七条第一項中「警察本部の犯罪搜査を担当する課(課に準ずる

（第一の規定の適用について）第九条第一項（警察署の犯罪検査を担当する課（課に当たるものを含む。）の長又は警察署長（以下「警察署長等」という。）とあるのは「関東管区警察局

サイバー特別捜査隊長」と、「取調べ監督業務担当課」とあるのは「関東管区警察局総務監察部

警務課」と「警察本部長」とあるのは「関東管区警察局長」と、第十条第一項中「警察本部長」であるのは「関東管区警察局長」、「交渉・監督業務担当課」であるのは「関東管区警察局總務課」である。

務監察部警務課」と、同条第二項中「警察署長等」とあるのは「関東管区警察局長」と「取扱い監督業務担当課」とあるのは「関東管区警察局総務課」である。

査隊長」と、同条第三項中「警察本部長」とあるのは「関東管区警察局長」とする。

警察庁長官（以下「長官」という。）は国家公安委員会に対し、毎年度少なくとも一回、被疑者又調査の監督の実地代行と報告しなければならない。

者取扱いの監督の実施状況を報告しなければならない

(指導等)

第十二条 長官は、この規則の適正な施行を期するため、その指名する職員に、次の各号に掲げる事項に關し、實地にてその状況を點検させ、又が必要に旨導き行つせらるべとする。

事項は関し、実地はその状況を点検させ、及び必要な指導を行わせることができる。

二 被疑者取調べの監督業務に関する教養その他の当該業務の円滑な運営に関すること。

前項の規定による点検は、関係者からの聴取り、書類の閲覧、実地の視察その他適当な方法により実施する。

より実施するものとする。

宮警察本部及び関東管区警察局並びに全ての都道府県警察に対して実施するものとする。

前二項に定めるもののほか、指導等の実施に関し必要な事項の細目は、長官が定める。

(国家公安委員会への報告)
第十三條 長官は、国家公安委員会に対し、毎年度少なくとも一回、この規則の施行状況を報告し

なければならない。

(皇宮護衛官への準用)

第十四条 第二条から第十一条までの規定は、皇宮護衛官が行う被疑者取調べについて準用する。

「皇宮護衛官」と、「警視庁、道府県警察本部又は方面本部（以下「警察本部」という。）」とある

のは「皇宮警察本部」と、「警視總監、道府県警察本部長又は方面本部長（以下「警察本部長」）

者取調べ適正化のための監督に関する規則、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則、行方不明者発見活動に関する規則、国家公安委員会関係警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行規則、死体取扱規則、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行規則、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則に規定する様式による書面については、この規則による改正後のこれらの規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則（令和四年三月三一日国家公安委員会規則第一三号）

- 1 (施行期日) この規則は、令和四年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

別記様式（第10条関係）

別記様式(第10条関係)		
調査結果報告書		
年　月　日		
殿		
被疑者取調べの調査結果を次のとおり報告する。		
被疑者・被告人氏名等	(年　月　日生)	
取調べに係る罪名		
調査対象の取調べが行われた日時	年　月　日 ～	
取調べ場所		
取調べ担当者氏名		
調査年月日	年　月　日～年　月　日	
調査の端緒		
監督対象行為の有無	有	無
監督対象行為の有無を判断した理由		
その他参考事項		

注意 監督対象行為の有無欄の該当部分に丸印をつけること。

(用紙 日本産業規格A4)